

事務連絡  
令和2年3月30日

都道府県  
各 指定都市 養護老人ホーム担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

### 養護老人ホームにおける契約入所に関するQ & Aについて

養護老人ホームにおける契約入所については、「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、その取扱いをお示ししているところです。

今般、複数の都道府県等から寄せられた事項について、Q & Aとしてとりまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村を通じて各養護老人ホームに周知いただきますようお願いいたします。また、指定都市及び中核市におかれましては、各養護老人ホームに周知をお願いいたします。

問1 契約入所の通知発出により、措置権者である市区町村が、本来、措置すべき者を措置しなくなる恐れがあるのではないかと、養護老人ホームから意見があるが、厚生労働省の考えを教えてください。

(答)

- 「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」(令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下「本通知」という。)においては、定員に対して20%の範囲内であれば、契約入所が可能であることを再周知したものである。
- 本通知においては、契約入所に当たって、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮する、としており、必要な者に対する措置制度の適切な活用が前提となるものである。

問2 今後、厚生労働省として、契約入所を積極的に推進していくのか。

(答)

- 養護老人ホームの在所率は、平成30年10月1日時点で、89.4%となっており、地域によっては、必ずしも高くなく、空床が生じているケースもあると承知している。
- 一方で、平成29年に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る観点から、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなったほか、平成30年に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。
- このような養護老人ホームにおける空床の状況や期待される役割を踏まえ、契約入所の取扱いをお示ししたものであり、措置入所に支障がないよう配慮した上で、取り組んでいただきたい。

問3 契約入所を取り組むに当たっての契約書は、各養護老人ホームが独自に作成する必要があるのか。

(答)

○ お見込みのとおり、契約書については、各施設において作成する必要がある。

○ なお、関係団体において、契約書のひな形を作成しているので、参考とされたい。

※公益社団法人全国老人福祉施設協議会ホームページ

URL : <http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/other/detail/323>

問4 契約入所の利用料は、措置入所の措置費と同額でも差し支えないのか。

(答)

○ お見込みのとおり、利用料は、各施設や地域の実情により、設定することとなり、お尋ねのとおり、措置費と同額とすることでも差し支えない。

○ なお、関係団体において、契約入所の参考事例を収集しているので、参考とされたい。

※公益社団法人全国老人福祉施設協議会ホームページ

URL : <http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/other/detail/323>